

第 1 期計画策定以降の主な国の動向

1 国の動き等

年度	法律・制度等	内容
H27	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画，都道府県子ども・子育て支援事業計画スタート
	保育士確保プラン	平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保 (平成 27 年に 9 万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実，若い世帯での結婚・出産の希望の実現，多子世帯への一層の配慮，男女の働き方改革，地域の実情に即した取組を強化
H28	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより 40 万人⇒50 万人分に乗せられた 10 万人分の受け皿確保について内訳の 5 万人分を企業主導型保育の設置により対応
	児童福祉法一部改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた，児童福祉法の理念明確化，子育て世代包括支援センター設置についての法定化など(一部平成 29 年 4 月施行)
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について新たに 2%相当を改善 ・平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため施設整備，入園予約制，保育コンサルジュの展開などを明確化
H29	子育て安心プラン	令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消，待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において，教育・保育の無償化，待機児童の解消，高等教育の無償化などを掲げる
H30	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引き上げ，充対象の拡大，待機児童解消等の取組の支援，広域調整の促進による待機児童の解消(都道府県がまとめ役となる)など
	放課後子ども総合プラン	令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進
R1	幼児教育・保育の無償化	10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園，認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯，3～5 歳の全世帯を対象に実施
	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	目的・基本理念の充実，大綱の記載事項の拡充等，市町村による貧困対策計画の策定(努力義務)
R2	子ども・子育て支援事業計画	市町村子ども・子育て支援事業計画，都道府県子ども・子育て支援事業計画(第 2 期)スタート

2 国の動向を踏まえて，新たに必要な項目

- ・幼児教育の無償化に伴う幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- ・多様な保育ニーズに対応した取組
- ・妊娠期から出産，子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の充実
- ・子どもの貧困対策の推進 等